

札幌市福祉のまちづくり条例

施設整備マニュアル

I	札幌市福祉のまちづくり条例のあらまし	1
1	条例の趣旨、概要	2
2	整備にあたっての配慮	4
3	基準となる幅や広さ等の基本的な考え方	6
4	建築物の利用実態による分類	10
5	特定適合施設表示板（シンボルマーク）	14
6	手続きの概要	15
7	札幌市福祉のまちづくり条例	18
	札幌市福祉のまちづくり条例施行規則	25
	札幌市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する様式を定める要綱	41
II	整備基準と解説	71
8	マニュアルの見方	72
9	建築物	
	(1) A 障害者、高齢者が円滑に利用できる経路	74
	B 視覚障害者が円滑に利用できる経路	
	(2) 敷地内の通路	78
	(3) 出入口の構造	82
	(4) 廊下その他これに類するもの	84
	(5) 傾斜路	86
	(6) 利用円滑化経路上のエレベーター	88
	(7) 階 段	92
	(8) 便 所	94
	(9) 駐 車 場	98
	(10) エスカレーター	100
	(11) 洗面所	102
	(12) 浴室、シャワー室、脱衣室及び更衣室	104
	(13) 客 室	106
	(14) 観覧席及び客席	108
	(15) 公衆電話	110
	(16) カウンター及び記載台	112
	(17) 案内設備	114
	(18) 改札口及びレジ通路	116
	(19) 券売機、自動販売機及び現金自動預入・支払機	118
	(20) 授乳及びおむつ替えの場所	120
	(21) 緊急避難施設	122
	(22) 水飲み場	124
	(23) 視覚障害者誘導用ブロック	126

10 道 路	
(1) 歩 道	128
(2) 立体横断施設	130
(3) 地下歩道	132
(4) 案内設備	134
(5) 視覚障害者誘導用ブロック	134
11 公 園	
(1) 利用円滑化経路	136
(2) 園 路	138
(3) 駐 車 場	140
(4) ベンチ及び野外卓	140
(5) そ の 他	140
12 路外駐車場	
路外駐車場	142
Ⅲ 関連資料	145
13-1 障がい者のための国際シンボルマーク	146
-2 社団法人日本エレベーター協会標準	148
-3 そ の 他	158

この施設整備マニュアルでは、札幌市の障がいをお持ちの方の表記に従い「障がいのある方」、「障がい者」としてありますが、法令等において「障害者」と表記されている場合、そのまま引用していますので、ご了承ください。

- 例・視覚障害者利用円滑化経路
・視覚障害者誘導用ブロック